資料２

昭和34年前後を中心とした責任問題（34年末の行政を始め社会全体による水俣病問題の終息化・蓋閉めと、それ以降の行政の不作為等）について　　～当時の関係者の関西訴訟における証言を中心に～

	行政
	研究者
	判決

- ●昭和34年の水俣市の人口　約５万人
  そのうち、チッソ水俣工場従業員　約3500人
- ●昭和35年の市税収総額に占めるチッソの割合　約48%
- ●昭和35年の固定資産税額に占めるチッソの割合　約62%
- ●昭和35年のチッソのアセトアルデヒドの生産量　45,245トン(戦後ピーク)
- ●チッソは昭和34年には、オクタノールの国内生産量の85%を占めた。

昭和

３１年５月　水俣病公式確認

３２年３月　厚生省厚生科学研究班が報告書を作成し、水俣病は魚介類の摂食による中毒で、原因はある種の化学物質ないし重金属と推定

３２年８月　熊本県　厚生省に水俣湾産魚介類販売の禁止措置について食品衛生法適用の是非を照会

３２年９月　厚生省　適用できないと回答

３３年９月　チッソ　アセトアルデヒド工場排水の排出先（経路）を水俣湾内百間港から八幡プールを経ての水俣川河口付近へと変更

> **熊本大学学長　（３４年1～11月 食品衛生調査会水俣食中毒特別部会代表）　⑧－１**
> 漁業組合から操業を一時停止するよう抗議があり、チッソは排水を水俣湾ではなく水俣川の方に排出した。

３４年３月～　水俣川河口付近又はそれより北側の地域に患者の発生相次ぐ

> **熊本大学学長　（３４年1～11月 食品衛生調査会水俣食中毒特別部会代表）　⑧－２**
> 水俣川の水が不知火海に出て、今まで患者が出なかった津奈木の方でも患者が出るようになったことから、工場の排水が原因であると考えていた。

３４年３月　水質二法（水質保全法及び工場排水規制法）施行

３４年７月　熊本大学研究班　有機水銀説発表

３４年７月　チッソ付属病院院長　工場のアセトアルデヒド工程の排水を餌にかけて猫に投与する実験を開始

３４年１０月頃　４００号の猫に水俣病と同様の症状が現れるが、チッソは、実験の続行を中止し、結果を公表せず。

> **熊本大学学長　（３４年1～11月 食品衛生調査会水俣食中毒特別部会代表）　⑧－３**
> 工場の病院長が排水を餌に投与した猫が発病したことを発表しようとしたが工場から止められたことを、病院を辞めて四国に帰った後、東京の癌の病院に入って（４４年に提訴された熊本水俣病第１次訴訟の）臨床尋問を受けた時に証言している。

３４年１０月頃　通産省軽工業局長　チッソ社長に対して排水浄化装置の年内完成を口頭指示　（11月１０日文書で指示）

> **通産省　軽工業局長　⑤－１**
> 排水を止めるよう通産省が強く勧告した本州製紙江戸川工場が同類の工場数に占めた割合と、アセトアルデヒドを生産していた同類の工場数にチッソが占めた割合は違うので、需要業者に対する影響の大きさが違う。また、紙が民生用品であるのに対して、アセトアルデヒドは合成繊維の中間原料である重要物質であり、日本経済の今後の発展にとって非常にウェイトの高いものであり、紙とアセトアルデヒドも同じというのはどうか。合成繊維の需要増に伴いアセトアルデヒドの増産をやっていたとすれば、それを止めることは合成繊維（石油化学工業の意味か？）の発展にかなりの影響を与えていただろう。

> **通産省　軽工業局長　⑤－２**
> 排水を止めるといった強権発動のようなことを仮にやるとすれば、論理的にも十分データを重ね、実態をつかまえて根拠をあげて、会社に反論を許さないような条件にならないと、企業に損害を与えたとか反撃されて政府が負けるような弱みを持ってはいけない。相当的確な理由をはっきりさせないといけない。

３４年１０月３１日　厚生省公衆衛生局長　通産省軽工業局長に対して、魚介類中の有害物質はおおむね有機水銀化合物と考えられること、昨年９月の新排水口の設置以降その方面に新患者が発生していることから、工場排水に対する最も適切な処置を至急講ずるよう要請

> **通産省　軽工業局長　⑤－３**
> 最悪手段である工場の排水を止めろと言うところに一挙に行くことは納得いかない、厚生省にはそういう権限はない。通産省の立場は、産業の振興とか生産の増強とか、アセトアルデヒドの生産をとにかく第一義的に考える。

34年11月1～3日　衆議院調査団現地視察

通産省　企業局工業用水課課長補佐　⑥－1
排出源は工場以外にはないと思ったが、チッソは排出しているのは無機水銀と主張しており、魚から出てくる有機水銀との因果関係が明かでないことから、とりあえず、行政指導のできる範囲で、その当時考えられる適切な工場排水の処置を講じさせるべきと、実際に工場を指導していた軽工業局に口頭で伝えた。

34年11月2日　不知火海沿岸漁民　チッソに工場の操業停止を求め、拒否されたため工場に押しかけ、警官隊と衝突（漁民暴動）

水産庁長官　経済企画庁調整局長に対し、水俣湾を水質保全法の指定水域に指定するよう要望

経済企画庁　調整局水質調査課課長補佐（通産省から出向）　③－1
【通産省の官房審議官に呼び出されて、排水を止めた方がいいのではないかと言ったところ「何言ってるんだ。今止めて見ろ。チッソが、これだけの産業が止まったら日本の高度成長はあり得ない。ストップなんてことにならんようにせい。」と言われたということだが】うーん。まあ、飯を食いながらそういう話が出たかもしれませんね。

34年11月7日　水俣市長、市議会、商工会議所等　県知事に対し、チッソ工場の操業停止につながる工排水停止に反対する陳情

34年11月10日　通産省軽工業局長　厚生省公衆衛生局長に、魚介類中の有毒物質を有機水銀化合物と考えるにはなお多くの疑点があり、水俣病の原因をチッソ水俣工場からの排水に帰せしめることはできないと考える旨回答

通産省　軽工業局長　⑤－4
無機水銀が排水にどう混じって出るのか、なぜ有機水銀になって人体で悪作用を起こすのかこの段階では全然見当がつかない。

34年11月11日　水俣病に関する各省連絡会議に通産省軽工業局長が出席し、東工大教授の水俣湾の水銀濃度は他地区の港湾の海水と大差なく、有機水銀の論拠も妥当でない旨のレポートを配り、有機水銀説に反論

熊本大学学長　(34年1～11月 食品衛生調査会水俣食中毒特別部会代表)　⑧－4
通産省の局長が出席して、日本化学工業協会の爆薬説とか工業高校の先生の腐敗説だとか夢のような説が出て、議会でも通産大臣がそういうことを説明しているので、熊大が水銀といっても成り立たないと言って打ち消すんですよ。

東京工業大学教授　⑨－1
水俣湾底に含まれる多量の無機水銀が魚介類を通じて有機化・有毒化されるというように熊大は述べるが、その事実について科学者として賛成しかねる、そのようなことはあり得ないわけです。

熊本大学学長　(34年1～11月 食品衛生調査会水俣食中毒特別部会代表)　⑧－5
排水路の変更に伴って患者が津奈木の方でも出るようになったことから、原因が排水であることは明らかと主張したが、工場排水から有機水銀が出ている証明ができていないので結論として書かせないということだった。

厚生省　環境衛生部食品衛生課長　②－1
有機水銀説のほかにこういう説があるんじゃないかという声が、通産省といわずどこかから出てくるものですから、何か全然まとまらない、言いたい放題の会議だったように思います。

水産庁長官　通産省軽工業局長に対し、工場排水に対する適切な処置を要請

３４年１１月１２日　厚生省食品衛生調査会水俣食中毒特別部会　水俣病の原因はある種の有機水銀と答申後、解散

熊本大学学長（３４年１～１１月 食品衛生調査会水俣食中毒特別部会代表）　⑧－６
内科の人が見て水俣病の症状はイギリスで発表された有機水銀中毒の症状と全く一致しているとのこと。確信はできていないが、有機水銀の出どころは工場の排水以外にないと知っていても、工場の排水を採取することができない、工場の秘密を保つためにということで見学することも許されない。

熊本大学学長（３４年１～１１月 食品衛生調査会水俣食中毒特別部会代表）　⑧－７
排水中の有機水銀を証明しなければ学者の良心として書けないのではと言われたものだから、そこまでは答申に書かず、継続して研究して証明する覚悟でいたが、食品衛生調査会水俣食中毒特別部会は解散させられた。

厚生省　環境衛生部食品衛生課長　②－２
完全答申が終わると行政当局は普通全部解散するんです。ああいう臨時部会は、任務を果たした場合には事務的に解散するわけでございます。

厚生省　環境衛生部長　①－１
【漁業紛争の調停の手はずをいろいろ整えるために知事が上京してるようなんですが。】やっぱり知事は非常に困っているんだというんで、暗に調査会の結論を待っているというニュアンスはあったように思います。

３４年１１月１９日　経済企画庁　関係省庁に対して、経済企画庁取りまとめで、連絡協議会の設置と各省庁の調査の分担を通知（「水俣病に関する総合調査の実施について」）
→３５年１月　経済企画庁に水俣病総合調査研究連絡協議会設置

熊本大学学長（３４年１～１１月 食品衛生調査会水俣食中毒特別部会代表）　⑧－８
食品調査会水俣食中毒特別部会は医学的なことのほかに有機水銀化合物になる過程を研究するつもりで海流や泥質のことまでやる意気込みだったが、漁業のことは水産庁、工場のことは通産省という各省のセクショナリズムが解散させたのだ。まもなく最終的な結論を出そうというときに解散したのはいかにも残念だ。

厚生省　環境衛生部食品衛生課長　②－３
ある種の有機水銀化合物であるという決定を見た以上は、もう医学・薬学の限界を超えて、あらゆる科学を動員しなければならないということで、厚生省はなるべく患者の方に頭を向けて治療も含め原因物質の心配をし、通産省は工場排水の問題を心配しなさいと言うような役割を決めた。

３４年１１月２０日　通産省軽工業局長　水産庁長官に対し、水俣病の原因をチッソの排水に帰せしめることはできないが、排水処理施設の完備、原因究明調査への関係方面との協力を、改めてチッソに文書で通知した旨回答

関西訴訟最高裁判決より
３４年１１月末の時点で・・・水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であり、その排出源がチッソ水俣工場のアセトアルデヒド製造施設であることを高度の蓋然性をもって認識しうる状況にあった・・・手続きに要する期間を考慮に入れても、同年１２月末には、・・・水俣病による健康被害の深刻さにかんがみると直ちにこの規制権限を行使すべき状況にあったと認めるのが相当である。・・・昭和３５年１月以降、水質二法に基づく上記規制権限を行使しなかったことは、・・・水質二法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法１条１項の適用上違法というべきである。

３４年１１月２４日　不知火海漁業紛争調停委員会（熊本県知事、県議会議長、水俣市長等）設置

３４年１１月２５日　水俣病患者家庭互助会　チッソに補償を要求し工場前に座り込み

３４年１２月２４日　チッソ　サイクレーターを設置

通産省　軽工業局長　⑤－５
一般的に、事業の所管という場合には、現場に個々に立ち入って機能検査を行うことまではやっていない。

厚生省　環境衛生部食品衛生課長　②－４
除害装置がどういう効果があるかはチェックしませんでした。通産省がやると信じておりました。

関西訴訟高裁判決より
原審口頭弁論における井出哲男（施工会社）の証言からすれば、多少の化学知識がある者がサイクレーターの設計図等をみれば、それが水銀の除去を目的とするものではなく、その能力もないことを容易に了解できた。また、この装置の製作にあたった荏原インフィルコ社に対して国・県から効用・効果の問合せ・資料要求はなかった。

34年12月25日	チッソと熊本県漁連　漁業補償に関し、調停委員会による調停が妥結し（12月18日）、契約を締結	**通産省　軽工業局長　⑤－6** 【調停内容で、原因について関知しないという前提になっていたから同業種に与える影響は心配する必要はなかったと聞かれているんですね。】これはこれでいいんじゃないですか、肯定して。 **熊本大学学長（34年1～11月 食品衛生調査会水俣食中毒特別部会代表）　⑧－9** もっと研究してもっとはっきりしてから紛争の仲裁や補償のための審査委員会があるだろうと思っていたら、工場排水が原因であることを書いていない答申を前提にその後漁業者や患者の補償の交渉が進められており、答申段階ではそのような使われ方をするとは考えていなかった。食品衛生調査会は解任されていたので、補償の相談に干渉することも文句も言えなかった。
34年12月30日	チッソと水俣病患者互助会　「将来水俣病がチッソの工場排水に起因することが決定した場合でも新たな補償金の要求は一切行わない」ことを内容とする見舞金契約に関し、調停委員会による調停が妥結し（12月29日）、契約を締結	**厚生省　環境衛生部長　①－2** （昭和34年11月12日に）答申が出て、知事がチッソと被害者の間に立って和解をされてその礼に来られた時に、・・・いろいろ厚生省にはお世話になりましたと。円満に解決しましたというような趣旨の挨拶だったと思います。
35年1月	日本化学工業協会　田宮委員会を組織	**東京教育大学教授　⑩－1** 【田宮委員会が現実にはどのような役割を果たしたと考えるか。】○君とか○君とかと話しながら、結局こっちは担がれた、いわば、原因追及を引き延ばすために利用されたんだなあということをお互いに言っていた。
35年2月1日	経済企画庁　八代海南半部海域を調査水域に指定	**経済企画庁　調整局水質保全課長（通産省から出向）　④－1** 【八代海南半部海域を調査水域に追加指定する直接のきっかけは、国会調査団などから、ほおっておけないというようないろんな要望があったということですね。】それもありましたが、やはり段々問題が大きくなって・・・それで早急に追加指定になったと思います・・・。 **経済企画庁　調整局水質調査課課長補佐（通産省から出向）　③－2** （八代海南半部海域に水質基準を作る特別部会が作られなかったのは）指定水域として、害毒物質が広がっていく影響のある区域・範囲をきめるのが、海流などがある海は川より難しいことや、水銀の量の測定は難しいことなどから難しかった。因果関係を科学的にオーソライズすることができなかった。簡単に基準はできない、特別部会ができれば何らかの結論を出さないといけないから大変だから、今考えるとなるべく水俣特別部会は設けられちゃかなわんという気持ちが強かった。
35年2月26日	第1回 水俣病総合調査研究連絡協議会開催 （経済企画庁、通産省、厚生省、水産庁 36年3月の第4回以降開催されず）	**厚生省　環境衛生部食品衛生課長　②－5** 調査連絡協議会のメンバーに東工大教授を推薦してきたのは通産省だと思いました。 **厚生省　環境衛生部食品衛生課長　②－6** （４回目以降開催されなかった理由は）経済企画庁の考えではなく、私の感じでは、総論として衛生思想の普及が徹底してきたし、水銀排泄というか、魚の水銀量、ヘドロの水銀量を衛生試験場で調べてだんだん少なくなってきた、患者の発生もポツポツで、落ち着いてきたということで安心しました。 **経済企画庁　調整局水質保全課長（通産省から出向）　④－2** （４回目以降開催されなかった理由は）まあ、中止というか、その協議する必要性といいますか、なくなったんじゃないかと思うんですけれどもね。・・・役所なり、政府なり、その当時の調査機関がですね、もうこれ以上究明することについての進展姓、発展性が、これ以上はもうちょっと政府サイドでやっても考えられないというようなことで、私はそうなったんじゃないかと思いますがね。
35年4月12日	東工大教授　アミン説を第2回水俣病総合調査研究連絡協議会で発表	
37年8月	熊大入鹿山教授　チッソのアセトアルデヒド工程の反応管から採取した水銀スラッジから塩化メチル水銀を抽出と論文発表	
38年2月	熊大研究班　水俣病原因物質はメチル水銀化合物であるとの見解発表	
40年5月	新潟水俣病公式確認	
43年5月	チッソ　アセトアルデヒド製造終止	
43年9月	厚生省　水俣病の原因はチッソ工場排水中の有機水銀であるとの政府統一見解を発表	
44年2月	経済企画庁等　水俣湾を水質保全法に基づく指定水域に指定、排水規制を開始	